

令和7年度京都府看護師等修学資金募集要項 (北部特別枠)

- 1 制度の趣旨 京都府北部地域(※)においては、看護師の採用が特に困難な地域であることから、京都府看護師等修学資金(以下「修学資金」という。)制度を活用し、府北部地域での看護師確保対策の一環として、京都府北部地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に従事する意思のある方へ、修学のための資金の貸与を行うものです。
(※) 京都府北部地域とは、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町を指します。
- 2 貸与月額 貸与額は1月につき次の表のとおりです。

課 程	国公立等養成施設在學生	私立養成施設在學生
看護師	32,000 円	36,000 円

※5年一貫(私立)の場合、1～3年生は21,000円、4～5年生は36,000円
 ※5年一貫(国公立等)の場合、1～3年生は15,000円、4～5年生は32,000円
- 3 貸与方法 7月、9月、12月、3月に、それぞれの当該月分までの修学資金を貸与します。ただし、事情により支払月を変更することがあります。
- 4 貸与期間 令和7年4月～令和8年3月まで
※貸与決定は毎年度行います。継続貸与の場合も毎年申請が必要です。
- 5 貸与申請枠 京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例第3条に規定する貸与条件を満たし、卒業後直ちに京都府北部地域の病院等に就業する意思のある学生(【16 留意点】を必ず読んでください)

京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例(抄)

(貸与の条件)

第3条 修学資金は、貸与を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合に貸与するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を受け、直ちに、府の区域内の医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(以下「病院」という。)における看護師等の業務その他規則で定める施設における業務又は市町村における保健師の業務に従事しようとする意思を有すると認められる場合
- (2) 修士課程を修了した日から1年を経過する日までに、病院その他規則で定める施設における看護師の業務に従事しようとする意思を有すると認められる場合

- 6 申請書類 ①看護師等修学資金貸与申請書（裏面あり）
②在学証明書
③学校長の推薦書
④所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書
⑤京都府看護師等修学資金申請調書
⑥卒業後直ちに京都府北部の病院等に就業することの誓約書
⑦実習報告書（提出は貸与決定後でも可）「16 留意点」参照
⑧【京都府外の養成施設在学学生のみ】申請者状況調査票

該当者（継続申請者のみ）は下記の書類も申請に併せて提出すること。

a 連帯保証人変更届（前回貸与申請時の連帯保証人を変更される場合）

b 氏名・住所変更届（氏名・住所を変更されている場合）

※すでに変更届を提出されている場合は必要ありません。

- 7 申請先 (1) 京都府内の養成施設在学学生 → 所属養成施設
(2) 京都府外の養成施設在学学生 → 京都府健康福祉部医療課

- 8 提出期間 (1) 京都府内の養成施設在学学生
→ 在学している養成施設にお問い合わせください。
(2) 京都府外の養成施設在学学生
→ 令和7年4月10日（木）～5月8日（木） 【※当日必着】

【注意】

書類の提出には書留等の郵便追跡サービスを必ず利用し、申請者自身で書類の提出状況を管理すること。

郵便事故等の不測の事態により、期日までに申請書の到着が確認できない場合は、申請者の責任とし、貸与いたしませんのでご注意ください。

- 9 貸与決定 7月に貸与決定を申請者及び連帯保証人に通知します。

- 10 併用利用 一部併給が可能な場合もありますので、詳しくは医療課まで御相談下さい。ただし、他の奨学金制度を利用する場合は、貸与の優先順位が下がることがあります。

併給できない修学資金例

- | |
|---|
| ・ 高校生等修学支援事業（修学金）
（高等学校等修学資金貸与制度、修学支援特別融資利子補給制度）
・ 京都府立看護学校修学資金 |
|---|

- 11 連帯保証人 申請には連帯保証人が2名（うち1名は京都府内に住所を有する者）必要です。

連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の返還及び遅延利息の支払の責任を負うことができる資力を有する者としてします。

貸与を受けようとする者が未成年（18歳未満）の場合、連帯保証人のうち1名は申請者の法定代理人としなければなりません。

12 利子・利息等 修学資金は無利子で貸与を行っています。ただし、修学資金の返還が発生した際、納入が納期限を越えた場合は、年14.5%の遅延利息が加算されます。

13 返 還 免 除 次の要件をすべて満たした場合は、修学資金の全額返還免除が受けられます。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護職の免許を取得し、直ちに免除対象施設(P4参照)に就業すること
- (2) 免除対象施設に看護職として引き続き5年間従事すること

14 返 還 次の事由に該当する場合は、修学資金の返還が必要となります。

- (1) 退学等で貸与決定を取り消されたとき
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護職の免許を取得できなかったとき
- (3) 看護職の免許を取得した後、直ちに免除対象施設に就業しなかったとき
- (4) 免除対象施設で引き続き5年間従事しなかったとき
- (5) 業務外の事由により死亡したとき

※貸与を受けた期間に相当する期間内に、一括払又は月賦もしくは最長半年賦の均等払で返還していただきます。

15 返 還 猶 予 進学、転職または災害や疾病などのやむを得ない事情がある場合、一定期間修学資金の返還を猶予することも可能です。ただし、必要な手続きを怠った場合は返還の義務が発生しますので、必ず返還猶予申請を行い、京都府からの承認を得てください。

16 留 意 点 北部特別枠の貸与決定者は、北部地域の病院等で臨床実習(施設見学等)を行うことが条件です。実習等終了後には、京都府へ報告書の提出が必要です。詳しくは下記の問い合わせ先へ御相談ください。

また、京都府北部地域の養成校生は対象外です。

問い合わせ・申請先

〒602-8570 (住所不要)

京都府健康福祉部 医療課 医務・看護係

電 話 : 075-414-4746

FAX : 075-414-4752

E-mail : iryo@pref.kyoto.lg.jp

H P : <http://www.pref.kyoto.jp/iryo>

※携帯電話からメールされる場合は、PCからのメール受信ができるよう設定をお願いします。

※封筒又は件名に『看護師等修学資金関係』と明記してください。

※書類の提出には書留等の郵便追跡サービスを必ず利用してください。

京都府看護師等修学資金（北部特別枠）返還免除対象施設一覧

令和7年2月17日現在

※貸与を受けた年度によって免除要件が異なります。

また、免除対象施設であるかどうかの判断は、従事開始時が基準となりますので御留意ください。

1. 京都府北部地域（綾部市以北）の病院

中 丹 西	医療法人福知会 もみじヶ丘病院 市立福知山市民病院 医療法人福富士会 京都ルネス病院 医療法人翠生会 松本病院 医療法人静寿会 渡辺病院 市立福知山市民病院大江分院
中 丹 東	医療法人綾富士会 綾部ルネス病院 公益社団法人京都保健会 京都協立病院 綾部市立病院 医療法人医誠会 東舞鶴医誠会病院 独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター 市立舞鶴市民病院 舞鶴赤十字病院 国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院 医療法人岸本病院 京都府立舞鶴こども療育センター
丹 後	医療法人財団宮津康生会 宮津武田病院 京都府立医科大学附属北部医療センター 公益財団法人 丹後中央病院 特定医療法人三青園 丹後ふるさと病院 京丹後市立弥栄病院 京丹後市立久美浜病院

2. 京都府北部地域（綾部市以北）の診療所

3. 京都府北部地域（綾部市以北）の介護老人保健施設

4. 京都府北部地域（綾部市以北）の介護医療院

5. 京都府北部地域（綾部市以北）の子ども家庭センター（助産師のみ）

6. 京都府北部地域（綾部市以北）の訪問看護事業所

貸与申請書類にかかる注意事項

貸与申請書は、返還となった場合に、債務の所在を証明する大切な書類となります。不備のないよう、各養成施設において、いまいちど御確認の上、提出をお願いします。

☐ ① 貸与申請書は両面印刷ですか？様式は今年度のものを使用していますか？

(貸与申請書の裏面は特約事項になっていますので、忘れずに両面印刷をお願いいたします。)

☐ ② 裏面も含め、全ての欄に記入がありますか？

(日付や続柄、裏面の署名欄に記入もれが多くなります。)

☐ ③ 申請者が未成年の場合、法定代理人の記入はありますか？

(令和4年4月より未成年は18歳未満となります。)

(申請者が成年にもかかわらず、法定代理人の記入があった場合は、二重線押印抹消してください。)

☐ ④ 法定代理人の記入がある場合、連帯保証人も兼任していますか？

(法定代理人は、連帯保証人のうち1人と一致します。)

☐ ⑤ 申請者・法定代理人・連帯保証人の筆跡・押印は、裏面も含め、本人によるものですか？

(他者が記入することは認められません。万が一不正が発覚した場合は、直ちに貸与した修学資金を全額返還していただく場合がございます。)

☐ ⑥ 提出書類は全て、ボールペン等で記入されていますか？

(「消せるペン」(こすると文字が消えるペン)や鉛筆は、使用することができません。)

☐ ⑦ 訂正箇所は、全て二重線・押印訂正されていますか？

(修正液や修正テープ、二重線だけの訂正はできません。)

☐ ⑧ 継続申請の方は連帯保証人、氏名・住所に変更はありませんか？

(変更がある場合は変更届の提出が追加が必要です。)

看護師等修学資金貸与申請書

下記のとおり、京都府看護師等修学資金の貸与を申請します。
なお、修学資金の貸与を受けた際は、条例及び規則をかたく守るとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務についても、誠実にこれを履行することを誓約します。

年 月 日

京 都 府 知 事 様

貸与月額	円
------	---

	申 請 者	法定代理人（続柄 ）
ふりがな		
氏 名	⑩ 年 月 日生	⑩ 年 月 日生
住 所	〒 — (電話番号 — —)	〒 — (電話番号 — —)
学 校	(学校名)	(勤務先名)
勤 務 先	課程 年生 (入学 年 月 日)	(電話番号 — —)

備考 法定代理人は、申請者が未成年の場合にのみ記入してください。

上記の者が、修学資金の貸与を受けた際は、相互に連携して修学資金返還の責めを負い、かつ、条例及び規則をかたく守るとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務についても、誠実にこれを履行することを誓約します。

年 月 日

京 都 府 知 事 様

	連帯保証人（続柄 ）	連帯保証人（続柄 ）
ふりがな		
氏 名	⑩ 年 月 日生	⑩ 年 月 日生
住 所	〒 — (電話番号 — —)	〒 — (電話番号 — —)
勤 務 先	(勤務先名) (電話番号 — —)	(勤務先名) (電話番号 — —)

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生は、正当な理由なく看護師等修学資金（以下「貸付金」という。）を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、速やかに知事に新しい連帯保証人となる者を届け出なければならない。

4 前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

(住所変更届の提出)

第3条 修学生及び連帯保証人は、その住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに知事に新しい住所又は勤務先を届け出なければならない。

(申請内容等の調査)

第4条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

- (1) 知事が、貸付金の貸付け又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先（以下「申請内容等」という。）について、市町村、府立学校以外の学校、修学生若しくは連帯保証人の勤務先又は知事以外の府の機関に照会すること。
- (2) 市町村、府立学校以外の学校、修学生若しくは連帯保証人の勤務先又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
- (3) 知事が、貸付金の貸付け又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で使用する。

(期限の利益の喪失)

第5条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては府からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては府からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 137 条各号に定める場合

(2) 貸付金以外の修学生の債務につき、次の事由があつた場合

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して 3 回怠つた場合（その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1 回として計算する。）

(4) 修学生が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(公正証書の作成)

第6条 修学生及び連帯保証人は、貸付金の債務が履行されない場合は、知事の請求により、修学生及び連帯保証人が債務を承認し、その履行につき直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書を作成することに同意するものとする。

2 前項の公正証書の作成に要する費用は、修学生の負担とする。

(合意管轄)

第7条 貸付金の貸付け又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

上記事項について、同意します。

年	月	日	申請者氏名	印
年	月	日	法定代理人氏名	印
年	月	日	連帯保証人氏名	印
年	月	日	連帯保証人氏名	印

看護師等修学資金貸与申請書

下記のとおり、京都府看護師等修学資金の貸与を申請します。

なお、修学資金の貸与を受けた際は、条例及び規則をかくと守るとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務についても、誠実にこれを履行することを誓約します。

令和○年 ○月 ○日

京 都 府 知 事 様

養成所によって金額が異なりますので、募集要項等で確認してください。

貸与月額

例) 36,000 円

法定代理人本人が記入、捺印してください。(申請者が未成年者の場合のみ)

	申 請 者	法定代理人(続柄 父)
ふりがな	しゅうがく はなこ	しゅうがく たろう
氏 名	修学 花子 ⑩ 平成○年 ○月 ○日生	修学 太郎 ⑩ 昭和▲年 ▲月 ▲日生
住 所	〒○○○-○○○○ 京都府○○○○○○○ (電話番号 ○○○-○○○○-○○○○) 日中、連絡がつきやすい電話番号を記入	〒▲▲▲-▲▲▲▲ 京都府▲▲▲▲▲▲▲▲ (電話番号 ▲▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲)
学 校 ・ 勤 務 先	(学校名) 京都修学学校 看護3年課程 2年生 (入学 令和○年 ○月 ○日)	(勤務先名) A会社 (電話番号 ▲▲▲-▲▲▲-▲▲▲▲)

備考 法定代理人は、申請者が未成年の場合にのみ記入してください。

上記の者が、修学資金の貸与を受けた際は、相互に連携して修学資金返還の責めを負い、かつ、条例及び規則をかくと守るとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務についても、誠実にこれを履行することを誓約します。

申請者が未成年の場合は、原則として連帯保証人のうち一人を法定代理人と一致させてください。

令和○年 ○月 ○日

京 都 府 知 事 様

	連帯保証人(続柄 父)	連帯保証人(続柄 叔母)
ふりがな	しゅうがく たろう	きょうと しゅうこ
氏 名	修学 太郎 ⑩ 昭和▲年 ▲月 ▲日生	京都 修子 ⑩ 昭和△年 △月 △日生
住 所	〒▲▲▲-▲▲▲▲	〒△△△-△△△△
勤 務 先	(電話番号 ▲▲▲-▲▲▲-▲▲▲▲)	(電話番号 △△△-△△△- △△△△)

申請には連帯保証人が2名(うち1名は京都府内に住所を有する者)が必要です。それぞれ本人が記入、捺印してください。※継続申請で、昨年度と保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届を併せて提出してください。連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の返還及び遅延利息の支払の責任を負うことができる資力を有する者とします。

①

裏面を必ず確認し、同意欄に署名願います

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生は、正当な理由なく看護師等修学資金（以下「貸付金」という。）を返還すべき日までに返還しなかつた場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、速やかに知事に新しい連帯保証人となる者を届け出なければならない。

4 前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

(住所変更届の提出)

第3条 修学生及び連帯保証人は、その住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに知事に新しい住所又は勤務先を届け出なければならない。

(申請内容等の調査)

第4条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、貸付金の貸付け又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先（以下「申請内容等」という。）について、市町村、府立学校以外の学校、修学生若しくは連帯保証人の勤務先又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校、修学生若しくは連帯保証人の勤務先又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 知事が、貸付金の貸付け又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で使用すること。

(期限の利益の喪失)

第5条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては府からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要せず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては府からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治29年法律第89号）第137条各号に定める場合

(2) 貸付金以外の修学生の債務につき、次の事由があつた場合

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠つた場合（その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。）

(4) 修学生が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかつた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(公正証書の作成)

第6条 修学生及び連帯保証人は、貸付金の債務が履行されない場合は、知事の請求により、修学生及び連帯保証人が債務を承認し、その履行につき直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書を作成することに同意するものとする。

2 前項の公正証書の作成に要する費用は、修学生の負担とする。

(合意管轄)

第7条 貸付金の貸付け又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

上記事項について、同意します。

それぞれ本人が署名・捺印してください。表面の申請書と同一の人物及び印鑑にしてください。

令和〇年	〇月	〇日	申請者氏名	修学 花子	㊞
令和〇年	〇月	〇日	法定代理人氏名	修学 太郎	㊞
令和〇年	〇月	〇日	連帯保証人氏名	修学 太郎	㊞
令和〇年	〇月	〇日	連帯保証人氏名	京都 修子	㊞

在学証明書兼推薦書

氏 名 :

貸与区分 : 新規 ・ 継続

養成施設 :

課 程 : 課程 (第 学年在学)

推薦理由 :

上記の者は当該養成施設に在学し、京都府看護師等修学資金の貸与者として
適当と認められるので、推薦します。

年 月 日

京都府知事 様

養成施設名

施設長職氏名

印

所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書

京都府看護師等修学資金の貸与を受けるにあたって、返還が生じた場合において、納期限までに返還がなされない場合には、京都府が所得証明書、確定申告書写し、預金の移動明細（預金通帳の写しでも可）等の提出を求めたとき、これを速やかに提出することを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行に係る経費は私が負担することに同意します。

おって、この提出がなされない場合には、京都府が市町村等の官公庁等に私の所得・財産調査等を実施すること及びこれに回答がなされることに同意します。

年 月 日

京 都 府 知 事 様

	申 請 者	法定代理人（続柄）
ふりがな		
氏 名	印 年 月 日生	印 年 月 日生
住 所	〒 — (電話番号 — —)	〒 — (電話番号 — —)
学 校	(学校名)	(勤務先名)
勤 務 先	課程 年生 (電話番号 — —)	(電話番号 — —)

備考 法定代理人は、申請者が未成年の場合にのみ記入してください。

私が連帯保証人となる、上記の者が京都府看護師等修学資金の貸与を受けるにあたって、返還が生じた場合において、納期限までに返還がなされない場合には、京都府が所得証明書、確定申告書写し、預金の移動明細（預金通帳の写しでも可）等の提出を求めたとき、これを速やかに提出することを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行に係る経費は私が負担することに同意します。

おって、この提出がなされない場合には、京都府が市町村等の官公庁等に私の所得・財産調査等を実施すること及びこれに回答がなされることに同意します。

年 月 日

京 都 府 知 事 様

	連帯保証人（続柄）	連帯保証人（続柄）
ふりがな		
氏 名	印 年 月 日生	印 年 月 日生
住 所	〒 — (電話番号 — —)	〒 — (電話番号 — —)
勤 務 先	(勤務先名) (電話番号 — —)	(勤務先名) (電話番号 — —)

京都府看護師等修学資金申請調書

年 月 日

1 京都府看護師等修学資金の貸与を申請する理由	
2 将来の抱負、進路予定	
3 その他	
(ふりがな)	
申請者名	
住 所	
生年月日	年 月 日 (歳)

誓 約 書

看護師等養成施設卒業後、直ちに京都府北部地域（※）の
免除対象施設に看護師等として従事することを誓約いたし
ます。

年 月 日

京都府知事 様

養成施設名

貸与者氏名

印

（※）京都府北部地域とは、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、
京丹後市、伊根町及び与謝野町を指す。

実習（施設見学等）報告書

年 月 日

(学校名)

(課程名・学年)

課程 年生

(氏 名)

病院（施設）名	
対 応 者	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
内 容	
所 感 (※)	

※ 感想のほか、府北部地域への就業に対する意識についても記入ください。

【京都府外の養成施設在学学生のみ記入してください】

京都府看護師等修学資金申請者状況調査票

以下の項目について、現在の状況（申請時点）を教えてください。

なお、この修学資金は、免除対象施設に就業意思がある方に優先的に貸与するものとなります。

卒業後も、下記のとおり手続きが必要となりますので、ご注意ください。

- 卒業後、免除対象施設に就業 → 就業5年が経過するまで毎年「従事証明書」を提出
- 卒業後、予定が変わってやむを得ず、免除対象施設以外に就業 → 貸与額返還
(たとえば、月額 36,000 円を 3 年借りると、1,296,000 円の返還となります。)
- 卒業後、免除対象施設に就業したが、やむを得ず途中退職 → 貸与額返還

①	ふりがな			
	氏 名			
②出 身 地		☐ 京都府内	☐ 京都府外	
③京都府北部 (綾部市以北) への 就業意思		☐ あり	☐ なし	
④免除対象施設 (募集要項参照) への 就業意思		☐ あり	☐ なし	
⑤看護職の免許		☐ ※あり (☐ 准看護師・ ☐ 看護師) ※ありの場合は、就業の有無欄にチェック		☐ なし
	就業の有無	☐ あり (免除対象施設)	☐ あり (免除対象外施設)	☐ なし
⑥併給する奨学金		☐ ※あり ※ありの場合、該当する奨学金等にチェック		☐ なし
☐ 日本学生支援機構奨学金【 ☐ 受給中／ ☐ 申請中】 ☐ 病院奨学金【 ☐ 受給中／ ☐ 申請中】 ☐ 自治体奨学金【 ☐ 受給中／ ☐ 申請中】 ☐ その他 ()				
【重要】※次の修学金は併給が認められません。 ● 高校生等修学支援事業（修学金）【無利子貸与又は利子補給】 ・ 高等学校等修学金貸与制度 ・ 修学支援特別融資利子補給制度 ● 京都府立看護学校修学資金				

連帯保証人変更届

年 月 日

京 都 府 知 事 様

住 所 (〒)

(自宅番号) - -

(携帯番号) - -

氏 名 印

次のとおり連帯保証人を変更したので、お届けします。

新 連 帯 保 証 人	勤 務 先	(名称) (電話番号 - -)
	現 住 所	〒 (電話番号 - -)
	フ リ ガ ナ 氏 名	印
	生 年 月 日	年 月 日生
	本人との続柄	
	変 更 の 理 由	
旧連帯保証人氏名		
借受時の学校名等		(年 月卒)

※ 新連帯保証人の住所、氏名については本人の自筆、押印としてください。

<記入例>

連帯保証人変更届

年 月 日

京 都 府 知 事 様

住 所 (〒)

この欄は貸与者について記入ください

(自宅番号) - -

(携帯番号) - -

氏 名 印

次のとおり連帯保証人を変更したので、お届けします。

新 連 帯 保 証 人	勤 務 先	(名称) (電話番号 - -) 〇〇市役所
	現 住 所	〒000- 京都府 新連帯保証人の住所・氏名については必ず保証人本人の自筆、押印が必要
	フ 氏 リ ガ ナ 名	御所 一郎 印
	生 年 月 日	昭和45年 1月 10日生
	本人との続柄	祖父
	変 更 の 理 由	例)前回の連帯保証人死亡のため 等
旧連帯保証人氏名		御所 華子
借受時の学校名等		〇〇看護学校 (〇年 3月卒)

※ 新連帯保証人の住所、氏名については本人の自筆、押印としてください。

氏 名
住 所
変 更 届

年 月 日

京 都 府 知 事 様

住 所 (〒)

(自宅電話) — —

(携帯電話) — —

フリガナ
氏 名

次のとおり変更しましたので、お届けします。

変 更 対 象 者	貸与者本人 ・ 連帯保証人 (該当するものに○)
変 更 事 項	氏 名 ・ 住 所 (該当するものに○)
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
借受時の学校名等	(年 月 卒)

※ 本人の自筆で記入してください。

⑪

※ 証明できる書類（住民票や運転免許証のコピー等）を添付してください。

※ なお、住民票を添付する場合は、マイナンバー（個人番号）の記載がないものを取得してください。

